

鶴岡市農業委員会第 15 回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 7 年 2 月 12 日 (水) 午前 9 時 30 分 鶴岡市藤島庁舎 3 階 大会議室
出 席 農業委員	1 番 金野 匡良 2 番 菅原 仁 3 番 伊藤 由紀子 4 番 鈴木 聡 5 番 野村 恵 6 番 工藤 久子 7 番 小林 博 8 番 渡部 修 9 番 丸山 伸一 10 番 石井 光明
出 席 推進委員	1 番 森 秀弘 2 番 井上 克浩 3 番 石川 守 4 番 齋藤 功 5 番 齋藤 万里子 6 番 齋藤 和博 7 番 新館 登 8 番 齋藤 政伸 9 番 菅原 輝康 10 番 河井 健次 11 番 富樫 初 12 番 黒井 涼子 13 番 若生 正人 14 番 清野 吉喜 15 番 齋藤 智
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	なし
事 務 局	局長 伊藤 幸 補佐 黒井 布美 調整専門員 伊藤 淳 主査 原田 和泉 主査 坂田 英勝 調整主任 金内かなな 主事 齋藤 静 主事 佐藤 優羽 羽黒分室専門員 今井 政和 櫛引分室主査 渡部 千歌 朝日分室専門員 井上 聖
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午前 9 : 3 0
議 長	本日の欠席届、遅参早退届はありません。定足数に達しておりますので、ただ今より第 15 回東部農地部会を開会します。はじめに議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名したいと思いますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、2 番 菅原 仁委員、3 番 伊藤 由紀子委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは報告事項に入らせていただきます。報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、報告第 3 号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について、報告第 4 号 許可を要しない農地の転用について、報告第 5 号 利用状況調査に係る非農地の判断について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) ≪報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について≫
事 務 局	(説 明) ≪報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について≫
事 務 局	(説 明) ≪報告第 3 号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について≫
事 務 局	(説 明) ≪報告第 4 号 許可を要しない農地の転用について≫
事 務 局	(説 明) ≪報告第 5 号 利用状況調査に係る非農地の判断について≫
議 長	報告事項ではありますが、質問ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について≫
議 長	これは 3 条案件ですので、担当委員より現地調査報告をお願いします。4 番 齋藤 功推進委員。
4 番推進委員	推進委員 4 番 齋藤です。2 月 6 日雪の為、事務局にて航空写真で調査確認いたしました。所有権移転の藤 12 についてですが、この農地は今まで受人が耕作していた農地であり、渡人から両親が亡くなり無償でもよいので農地を処分したいと希望されたことから、今回の申請になりました。受人は引き続き水稻を作付することです。続きまして、藤 13 についてですが、渡人は受人の父で、渡人が今まで管理耕作していた農地を、今回譲渡したいという希望があり申請に至りました。続きまして、38 ページの貸借権設定の藤 14 についてですが、受人は集積の契約期間満了に伴い、再設定しようとしたところ市街化区域だったので、農地法第 3 条の申請に移行し、管理を継続する予定です。藤 15 についてですが、受人と渡人は親子で、親子間での経営移譲のため農地法第 3 条での使用貸借の申請に至ったということです。三川町、庄内町の農地についても移譲済みで、中間管理機構を通しての契約も耕作者変更予定ということです。いずれについても、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないと判断いたしました。
議 長	15 番 齋藤 智推進委員。
15 番推進委員	推進委員 15 番 齋藤です。39 ページの朝 6 について報告いたします。今回の契約は年金受給のための期間満了に伴う親子間の再設定契約です。受人は、皆さんご存知の通り鶴岡市の農業委員です。20 年以上にわたり、農業に従事しており、今後も効率的に耕作に取り組める方です。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件には該当しないことをご報告いたします。
議 長	はい、8 番 渡部 修委員。

8 番 委 員	8 番 渡部です。2 月 4 日に事務局にて私と齋藤推進委員、事務局 2 名で、35～36 ページの羽 26～30、38 ページの羽 31 を雪のため航空写真で調査確認をいたしました。確認の結果、農地法第 3 条 2 項各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしていることを報告いたします。
議 長	5 番 野村 恵委員。
5 番 委 員	5 番 野村です。36 ページの櫛 9、38 ページの櫛 10 について報告します。2 月 5 日に菅原委員、鈴木委員、事務局 1 名とで、積雪のため事務局にて航空写真等の資料により現地調査を実施しました。櫛 9 については、渡人の労働力不足により、賃貸者契約の期間満了に伴い、認定農業者である受人に譲渡するものです。受人は農作業歴が 16 年で、必要な農機具も確保しており、田では水稻、畑では大豆、そば、樹園地では柿を作付けしており、申請地では水稻と柿を作付けする予定です。櫛 10 については、現経営者の渡人の子の夫である受人へ経営移譲を行うものであり、全ての農地がきちんと耕作されています。以上農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを報告いたします。
議 長	それでは審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。3 番 伊藤 由紀子委員。
3 番 委 員	3 番 伊藤です。39 ページの朝 6 は、私に関係する案件ですので退室の許可をお願いします。
議 長	退室を許可します。
	(3 番委員 退室)
議 長	それでは、39 ページ朝 6 の案件についてのみ審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。朝 6 について賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、朝 6 については議案通り決しました。3 番 伊藤 由紀子委員の入室を許可します。
	(3 番委員 入室)
議 長	朝 6 以外の案件について審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、朝 6 以外の案件について、質疑を終結し採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案通り決しました。続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について≫

議 長	これは5条案件ですので、担当委員より現地調査報告をよろしくお願いします。 8 番 渡部 修委員。
8 番 委 員	8 番 渡部です。2月4日に私と斎藤委員、事務局2名とで、航空写真での調査確認を行いました。その結果、育苗用培土採取後は、普通に畑の栽培をするということで、特に問題ないと判断いたしました。
議 長	それでは審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので質疑を終結し、採決を行います。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、議案通り決しました。続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について》
議 長	それでは審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。4 番 鈴木 聡委員。
4 番 委 員	4 番 鈴木です。95 ページ機櫛 14 は、私に関係のある案件なので、退室の許可をお願いします。
議 長	退室を許可します。
	(4 番 委員退室)
議 長	それでは、95 ページ機櫛 14 のみの審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。機櫛 14 について賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、機櫛 14 については、議案通り決しました。4 番 鈴木 聡委員の入室を許可します。
	(4 番 委員入室)
議 長	機櫛 14 以外についての審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、機櫛 14 以外の案件について、質疑を終結し採決を行います。議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定については、議案通り決しました。これもちまして、第15回東部農地部会を終了いたします。
	閉 会 午前 10:00

議 長 石井 栄明

議 事 録
署名委員 荻原 仁

議 事 録
署名委員 伊藤 由紀子

